

横浜市居住支援協議会では、住まいの確保にお困りの方や不動産事業者などに無料で情報提供・相談対応を行う相談窓口を開設しています。

住まいに関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

入居者の住替え先を探しているため、相談したい

入居している高齢者の様子が心配だが、どこに相談したらよいか？



相談員がお話を伺い、状況に応じて、
住宅の紹介・福祉相談窓口の紹介・居住支援サービスの紹介等
を行います。



住宅の紹介

セーフティネット住宅や公的賃貸住宅等を紹介します。

福祉相談窓口の紹介

区役所や福祉支援機関等の福祉相談窓口を紹介します。

居住支援サービスの紹介

見守りサービスや家賃債務保証サービス等の居住支援サービスを紹介します。

受付方法

窓口、電話、FAX、ホームページ（お問合せフォーム）にて受け付けています。

※相談は無料です。

窓 口 横浜市居住支援協議会
横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階 横浜市住宅供給公社
※受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10時～17時（12時～13時を除く）

電話番号 045-451-7812
※受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10時～17時（12時～13時を除く）

F A X 045-451-7813

ホームページ

横浜市居住支援協議会ホームページ

検索



大家さん、不動産事業者の皆様へ

住宅セーフティネット制度の

----- < ご案内 > -----

住宅セーフティネット制度とは？

低額所得者や高齢者、障害者等の住まいの確保にお困りの方と、

賃貸住宅の空き室等をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

住宅セーフティネット制度は、3つの仕組みから成り立っています。

1 セーフティネット住宅の登録制度

住まいの確保にお困りの方を受け入れる住宅（セーフティネット住宅）として横浜市に登録

2 家賃などへの補助

- 家賃減額補助
- 家賃債務保証料等減額補助

3 マatching・入居支援

横浜市居住支援協議会

不動産関係団体 | 居住支援団体
民間団体 | 横浜市関係局

- 相談窓口における相談受付
- その他居住支援に関する協議



大家さんや不動産事業者が、賃貸住宅の空き室等を登録する制度です。
登録されると、専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」を通じて広く周知されます。

主な登録基準（一般住宅の場合）

① 規模に関する基準

建築確認時期	～H8.3.31	H8.4.1～ H18.3.31	H18.4.1～
各戸の面積	16㎡以上	18㎡以上	25㎡以上



② 構造・設備に関する基準

- > 新耐震基準相当の耐震性を有すること
- > 台所、便所、収納、浴室又はシャワー室を備えること

③ その他

- > 家賃が、周辺の家賃相場と同等以下

※シェアハウス等の場合は、別途基準があります。
※詳細は横浜市ホームページをご確認ください。



登録の種類

賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、登録住宅と専用住宅のどちらかを選択できます。

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅

※住宅確保要配慮者以外の入居も可

専用住宅

住宅確保要配慮者のみ入居可能な住宅

※住宅確保要配慮者以外の入居は不可

家賃の補助など
経済的な支援が
受けられる

登録は無料です!



※随時変更可能。

※受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を選択したり、受け入れる条件を付けることもできます。
(例:高齢者と障害者のみ受け入れる、高齢者のうち80歳未満の方は受け入れるなど)

※登録だけでは補助は受けられません。別途申請が必要です。(次ページ参照)

登録方法

専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」から電子申請

セーフティネット住宅 登録 検索



セーフティネット住宅の登録に関するお問合せ

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

電話番号 045-664-6896

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～17時(12時～13時を除く)

横浜市では、入居者の経済的な負担を軽減するため、一部のセーフティネット住宅に対して家賃等の補助を行っています。

主な住宅の要件

- > 横浜市内の住宅
- > セーフティネット住宅(専用住宅)として登録
- > 礼金、更新料等を徴収しない契約となっていること(敷金(家賃の3か月分)、仲介手数料、保険料等は受領可能)

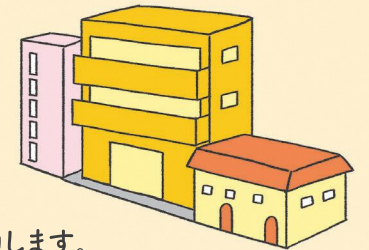
主な入居者資格

- > 入居世帯の月収額※が15万8千円以下 ※(入居する方全員の総所得金額合計-公営住宅法施行令に定める各種控除合計)÷12
- > 住宅扶助(生活保護法)や住居確保給付金を受給していない
- > 横浜市内に在住または在勤

補助の内容

- > 家賃の補助

入居世帯の月収額に応じて毎月最大8万円※横浜市が大家さんに補助します。



補助のイメージ

住戸の面積:30㎡未満、家賃:70,000円の場合
入居世帯の月収額に応じて、45,900円～53,900円の補助となります。

入居世帯の月収額	入居者負担額	家賃補助額	家賃(70,000円)
104,000円以下	16,100円	53,900円	
123,000円以下	18,600円	51,400円	
139,000円以下	21,300円	48,700円	
158,000円以下	24,100円	45,900円	

※別途選択することも可能です。詳しくは補助金事務局にお問合せください。

- > 家賃債務保証料等の補助

家賃債務保証料や孤独死・残置物に係る保険料を最大6万円
横浜市が保証会社等に補助します。

- > 補助総額

(家賃の補助および家賃債務保証料等の補助の合計)
480万円/戸まで(ただし20年以内)

申請方法

必要書類をそろえて、補助金事務局へ提出してください。

必要書類や手続きマニュアル等は横浜市ホームページをご確認ください。

横浜市 家賃補助付きセーフティネット住宅 検索



家賃補助付きセーフティネット住宅の申請に関するお問合せ

補助金事務局(横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター)

電話番号 045-451-7762

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10時～17時(12時～13時を除く)